

「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で使用する来館者用動画・マルチメディア検索システム・音声案内機器等の借入れ」に係る仕様書

1. 調達の目的

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館において、動画・マルチメディア検索システム・音声案内機器等を活用し、奈良県の考古学について入館者の理解を深めることを主な目的とするシステムである。このシステムは6つの部門からなり、それぞれ次のような内容である。

(1) ビデオライブラリシステム

来場者が関心のある説明ビデオを検索し、視聴する。

(2) マルチメディア検索システム

展示補助説明資料として、展示品とともに常設展示室に設置し、静止画・動画・三次元画像・解説・多言語解説などを表示し、来場者の理解を助ける。

(3) 展示関連映像等上映システム

ホール等において展示関連映像等を上映する。

(4) 博物館情報告知端末

エントランス等において、博物館の各種情報の告知を行う。

(5) 音声案内システム

館内において、博物館の各種情報を音声で案内する。

(6) 展示コンテンツ作成・管理用機器

展示コンテンツ作成用デジタルカメラと各システムをパソコンで管理する。

2. 調達の概要

(1) 内容

来館者用動画・マルチメディア検索システム・音声案内機器等の借入 一式（リース5年間）

調達業務内容

- ・機器等の賃貸借
- ・機器等の搬入、設置、調整
- ・表示・再生用ソフト等の開発
- ・現行機器等の撤去
- ・機器等の保守、その他

(2) 契約（リース）期間

令和3年11月1日～令和8年10月31日

(3) 履行場所

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館内

(4) 納入期限

令和3年10月29日（金）

3. 調達機器の仕様

機器等については別紙のとおりとし、各部門（システム）の仕様内容は次のとおり

各部門（システム）内容（条件）

（1）ビデオライブラリシステム

- ・ライブラリブースは4式とする。
- ・映像再生機器は次の条件を満たすこと
 - ・各種ビデオフォーマット（MP4、MOV、MPEG4、MPEG-2、ts など）の映像を再生可能な機器であること。
 - ・再生用映像コンテンツ、再生用ソフトを保存し再生するために、再生用映像コンテンツ、再生用ソフトの保存後は全容量の10%以上の空き領域を確保しておくこと。
 - 再生するにあたりパソコンを使用する場合、下記の条件を満たすこと。

OS Windows10 Pro 64bit

CPU インテル® Core™ i7-10700 プロセッサ以上

メモリ 16GB 以上

ストレージ 1TB NVMe PCIe 以上

- ・タッチパネル操作画面を有し、来場者が画面に触れてコンテンツを選択することで、別途設けたメインモニターに映像を再生させること。
- ・タッチパネルは19型とすること。
- ・タッチパネル操作システム（ソフト）は次の条件を満たすこと
 - ・タッチパネル操作画面は煩雑なものを避け、3層程度の構造で作成すること。
 - ・トップ画面のデザインをすること。
 - ・音量を一定にすること。
 - ・コンテンツの入替と追加が容易にできるシステムにすること。（このコンテンツとは、6の展示コンテンツ作成機器で作成したもの。）
 - ・映像コンテンツは博物館から提供するものを使用すること。
 - ・再生停止ボタンを備えること。
 - ・システム構築にあたり、学芸員と相談の上、作成すること。
- ・什器は現行のビデオライブラリブースを引き継ぐこと。
- ・メインモニターは32型HD画面とすること。また、モニター周囲は化粧板で囲い、意匠に配慮すること。
- ・音量調整機能、アンプを備えること。
- ・パソコンを使用する場合、UPSを備えること。

（2）マルチメディア検索システム

- ・マルチメディア検索システムは8式とする。
- ・タッチパネル操作画面を有し、来場者が画面に触れてコンテンツを選択することで映像等を

再生できるようにすること。

- マルチメディア検索端末は次の条件を満たすこと。
 - 静止画は JPEG、BMP など、映像は MP4、MOV、MPEG4、MPEG-2、ts など、音声は MP3、MP4、AAC、WAV など、三次元画像は STL または 3DPDF などを再生できること。
なお、三次元画像についてはマルチメディア検索システムで再生できない場合、別途再生機器一式（パソコン、モニター等）を 1 台以上準備すること。
 - 再生用映像コンテンツ、再生用ソフトを保存し再生するために、再用映像コンテンツ、再生用ソフトの保存後は全容量の 10%以上の空き領域を確保しておくこと。
再生するにあたりパソコンを使用する場合、下記の条件を満たすこと。

OS	Windows10 Pro 64bit
CPU	インテル® Core™ i7-10700 プロセッサ以上
メモリ	16GB 以上
ストレージ	1TB NVMe PCIe 以上

- タッチパネル操作システム（ソフト）は次の条件を満たすこと
 - タッチパネル操作画面は煩雑なものを避け、3 層程度の構造で作成すること。
 - トップ画面のデザインをすること。
 - 音量を一定にすること。
 - コンテンツ（静止画、映像、音声、文字、三次元画像等）は博物館から提供するものを使用すること。
 - コンテンツの入替と追加ができるシステムにすること。（このコンテンツとは、5 の展示コンテンツ作成機器で作成したもの。）
 - 音量調整機能を各画面に備えること。
 - 再生停止ボタン、戻るボタンを備えること。
 - システム構築にあたり、学芸員と相談の上、作成すること。
- タッチパネルは 19 型とすること。
- 什器は現行のものを引き継ぐこと。
- モニターには固定金枠を取り付けること。
- パソコンを使用する場合、UPS を備えること。

(3) ホール上映システム

- 75 型以上かつ 4K 以上の液晶ディスプレイにすること。省電力の観点から LED バックライトのものとする。また、メンテナンスを考慮し、業務用とする。
- 適切なキャスター付きモニターラックに取り付けること。
- 映像送出プレーヤーで映像再生ができること。
- 映像送出プレーヤーは次の条件を満たすこと。
 - 再生用映像コンテンツ、再生用ソフトを保存するため 16GB 以上の空き容量があること。

またはSDカード、USBメモリ等に一時保存して再生できること。

- ・再生用コンテンツは、静止画はJPEG、BMPなど、映像はMP4、MOV、MPEG4、tsなど、音声はMP3、MP4、AACなどである。
- ・CD・DVD・BD・USBメモリ等を再生できること。再生機は内蔵・外付け問わない。

(4) エントランス情報告知端末

- ・75型以上かつ4K以上の液晶ディスプレイにすること。省電力の観点からLEDバックライトのものとする。また、メンテナンスを考慮し、業務用とする。
- ・適切なキャスター付きモニターラックに取り付けること。
- ・映像送出プレーヤーで映像再生ができること。
- ・映像送出プレーヤーは次の条件を満たすこと。
 - ・再生用映像コンテンツ、再生用ソフトを保存するため16GB以上の空き容量があること。またはSDカード、USBメモリ等に一時保存して再生できること。
 - ・再生用コンテンツは、静止画はJPEG、BMPなど、映像はMP4、MOV、MPEG4、tsなど、音声はMP3、MP4、AACなどである。
 - ・CD・DVD・BD・USBメモリ等を再生できること。再生機は内蔵・外付け問わない。

(5) 音声案内システム

- ・展覧会、イベント等を館内にて案内するため、スケジュールに合わせて音声放送を流せるシステムとすること。
- ・音声案内機器は放送内容に合わせてスケジュールを組めること。
- ・既存のラックを使用すること。
- ・展示室等来館者が利用する場所のスピーカー33箇所を交換すること。

(6) 展示コンテンツ作成・管理用機器

- ・(1)～(5)の各システムの管理用兼コンテンツ作成用パソコンを1台導入すること。
- ・携帯性を考慮して、ノート型とする。
- ・パソコンの仕様は下記以上を目安とする。

OS	Windows10 Pro 64bit
CPU	インテル® Core™ i7-10750H プロセッサ以上
メモリ	16GB以上
ストレージ	512GB NVMe PCIe以上
ドライブ	CD・DVD・BD等再生可能なもの(内蔵・外付けいずれも可能)
液晶サイズ	15.6型以上

- ・展示コンテンツ作成用のレンズ交換式デジタルスチルカメラを導入すること。デジタルスチルカメラは以下の条件を満たすこと。

撮像素子	35mm フルサイズ以上の CMOS センサー
画素数	有効画素 6000 万画素以上、又はハイレゾモードで 9000 万画素以上。
動画撮影	4K60p または 8K30p で撮影できること。
レンズ	35mm 換算で広角側 24mm 以下、望遠側 70mm 以上のズームレンズ
手ぶれ補正	ボディ内手ぶれ補正 5.5 段以上の効果を有すること。
フラッシュ	内蔵フラッシュがない場合は外付けフラッシュを付けること。
本体重量	900g 以下
その他	防塵・防滴性能を有すること。

4. 機器等の搬入、設置、調整について

- ・各機器については、令和 3 年 10 月 29 日までに設置・調整のうえ、11 月 1 日からシステム稼働開始できる状態に調整すること。
- ・機器等の設置、納品にあたって発生する費用は、当契約に含まれるものとする。
- ・システム機器を設置するにあたり、現在設置されている機器等の撤去や移設に伴う費用も契約金額に含めること。
- ・機器及び指定するソフトウェア等が全て問題なく動作することを確認すること。
- ・機器等の設置後の空き箱、梱包材等は県が指示するものを除き処分すること。

5. 保守について

- (1) 機器等を常に良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するため、借入期間中の保守を行うこと。障害発生を未然に防ぐため、サーバー・映像・静止画・音声案内再生機器については、予防保守として 1 年に 1 回以上の定期保守点検を行うこと。
- (2) 保守対応物件は、機器仕様に記載の物件全てとし、バッテリー等の消耗備品はその交換費用も含めること。
- (3) 上記の保守は、第 3 者に委託して行うことができる。ただし、保守に関する対応窓口は一元化し、当博物館に届け出ること。契約期間中に担当者が変更になった場合、速やかに届け出ること。
- (4) 障害発生時には動作復旧を優先し、故障修理を実施した上で、障害箇所、その原因及び講じた対策等について記載した書面を提出すること。
- (5) 障害発生の翌日までに着手することを原則とする。
- (6) 保守に係る経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も契約金額に含む。

6. その他

- ・システムの内容を取扱説明書としてドキュメント化し、紙及び電子媒体各 2 式を指定する日までに納入すること。また、システム稼働前に博物館担当者へ説明すること。
- ・賃貸借期間（再リース期間を含む）終了後は、スピーカー、カメラ等を除く機器等を撤去回収

するものとし、その費用を負担すること。その際、機器等に保存されたデータが復元不可能となるように物理破壊またはデータ削除ソフトウェア等により完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。

- ・賃貸借期間満了後、物件のうち管理用パソコン、エントランス情報告知端末一式、ホール上映用システム一式、音声案内システム一式、カメラ等を現状有姿のまま無償譲渡するものとする。

7. 遵守事項

- ・受注者は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務の遂行上知り得た事項は当博物館の許可なく公表、引用してはならない。

8. その他

- ・契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条に定めるところによる。